

# 石川県公報

平成 24 年 6 月 19 日

第 1 2 5 0 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

<p><b>規 則</b></p> <p>石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 1</p> <p><b>告 示</b></p> <p>医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 2</p> <p>生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 2</p> <p>介護扶助のための居宅介護等を担当させる機関の指定 (同) 3</p> <p>生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) 4</p> <p>医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 4</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 4</p>	<p>介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関の指定 (同) 5</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) 6</p> <p>保安林の指定 (森林管理課) 6</p> <p>県道の区域の変更 (道路整備課) 6</p> <p>県道の供用の開始 (同) 7</p> <p><b>公 告</b></p> <p>特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 7</p> <p>特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) 7</p> <p>平成24年度石川県製菓衛生師試験公告 (薬事衛生課) 8</p> <p>国土調査の成果認証公告 (経営対策課) 8</p> <p>入札公告 (警察本部) 9</p>
--	--

## 規 則

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十一号

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第五十二号)の一部を次のものに改正する。

第四条中「事項は」の下に「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)に基づき表示を行うべき事項のほか」を加え、同条第一号及び第三号中「加工品」を「生食用のもの及び加工品」に改め、同条第四号中「(年月日)」の下に「又はふぐのロケット(1の処理期間内に1連の処理工程により均質性を有するよう処理されたふぐの一群をいふ)が特定できる事項として知事が別に定めるもの」を加える。

第五条第一項第一号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附記様式第一号中

法定代理人 (申請者が未成年者 である場合)	氏 名		を
	住 所		

法定代理人 〔申請者が未成年者 である場合〕	住 所	氏 名 〔法人にあっては、商 号又は名称及び代表 者の氏名〕	住所 氏名
	住所		

記号等

法定代理人 〔申請者が未成年者 である場合〕	住 所	氏 名	住所 氏名
	住所		

法定代理人 〔申請者が未成年者 である場合〕	住 所	氏 名 〔法人にあっては、商 号又は名称及び代表 者の氏名〕	住所 氏名
	住所		

「(1)から(3)まで」又は「又は(5)」

「処理の内容」  
許可年月日

「法定代理人の氏名又は住所（ふく処理業者が未成年者である場合）」  
「ふく処理業者が未成年者である場合にあつては、法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあつては、商号若しくは名称又は代表者の氏名）又は住所」

記号

「又は(5)」

告 示

石川県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 藤田整形外科クリニック	かほく市内日角4丁目1番地	平成24年5月1日
医療法人社団 友夢会 たにぐち整形外科クリニック	河北郡津幡町字太田は110 - 1	〃
ドラッグフジイ加賀作見薬局	加賀市作見町二42番1	〃
野々市アイン薬局	白山市市中町148 - 1	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74 - 2	〃
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1 - 1	〃
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98 - 2	〃
アイリスメディカルクリニック	能美市辰口町971番地	平成24年6月1日
箔山堂 高松薬局	かほく市内高松申50 - 3	〃

石川県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止し

た旨の届出があった。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤田整形外科クリニック	かほく市内日角4丁目1番地	平成24年4月30日
たにくち整形外科クリニック	河北郡津幡町字太田は110-1	〃
中沢産婦人科医院	鳳珠郡能登町字宇出津山分2字48番地の1	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74番2号	〃
野々市アイン薬局	白山市田中町148-1	〃
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津夕字98番2	〃
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	〃

### 石川県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護等を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつるぎ	白山市鶴来水戸町4丁目74番地	平成23年 12月1日
医療法人 萌和会	加賀市動橋町ワの3番地の1	太陽けんこうクリニック	加賀市深田町55番地1	平成24年 1月1日
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32	平成24年 4月1日
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31番地	松寿園グループホームそよ風	小松市向本折町ホ31番地	〃
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番地	デイサービスセンターみのり倶楽部みつや	能美市三ツ屋町35番1	〃
医療法人社団 メディカルオアシス	野々市市横宮町86番地2	医療法人社団 メディカルオアシス訪問介護ステーション	野々市市西北部土地区画整理事業施工地区内119街区2番	平成24年 5月1日
〃	〃	医療法人社団 メディカルオアシス訪問看護ステーション	野々市市横宮町86番地2	〃
株式会社 アクセスライフ	大阪府大東市曙町2番13号	サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	平成24年 6月1日
スマイルインフォメーション合同会社	能美市火釜町リ21番地20	きらら	野々市市若松町1番17号グレースエイト103号室	〃

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつるぎ	白山市鶴来水戸町4丁目74番地	平成23年 12月1日

〃	〃	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32	平成24年4月1日
---	---	------------------	--------------	-----------

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつるぎ	白山市鶴来水戸町4丁目74番地	平成23年12月1日
〃	〃	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32	平成24年4月1日

### 石川県告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 芦野産業	小松市寺町52番地	デイサービスセンターみのり倶楽部みつや	能美市三ツ屋町35番1	平成24年3月31日

### 石川県告示第304号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 藤田整形外科クリニック	かほく市内日角4丁目1番地	平成24年5月1日
医療法人社団 友夢会 たにぐち整形外科クリニック	河北郡津幡町字太田は110-1	〃
ドラッグフジイ加賀作見薬局	加賀市作見町二2番1	〃
野々市アイン薬局	白山市田中町148-1	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74-2	〃
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	〃
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津タ字98-2	〃
アイリスメディカルクリニック	能美市辰口町971番地	平成24年6月1日
箔山堂 高松薬局	かほく市内高松申50-3	〃

### 石川県告示第305号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤田整形外科クリニック	かほく市内日角4丁目1番地	平成24年4月30日
たにくち整形外科クリニック	河北郡津幡町字太田は110-1	〃
中沢産婦人科医院	鳳珠郡能登町字宇出津山分2字48番地の1	〃
松任アイン薬局	白山市平松町74番2号	〃
野々市アイン薬局	白山市田中町148-1	〃
宇出津アイン薬局	鳳珠郡能登町字宇出津夕字98番2	〃
穴水アイン薬局	鳳珠郡穴水町字川島タ1-1	〃

## 石川県告示第306号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつるぎ	白山市鶴来水戸町4丁目74番地	平成23年 12月1日
医療法人 萌和会	加賀市動橋町ワの3番地の1	太陽けんこうクリニック	加賀市深田町55番地1	平成24年 1月1日
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32	平成24年 4月1日
社会福祉法人 松寿園	小松市向本折町ホ31番地	松寿園グループホームそよ風	小松市向本折町ホ31番地	〃
医療法人社団 勝木会	小松市大文字町88番地	デイサービスセンターみのり倶楽部みつや	能美市三ツ屋町35番1	〃
医療法人社団 メディカルオアシス	野々市市横宮町86番地2	医療法人社団 メディカルオアシス訪問介護ステーション	野々市市北西部土地区画整理事業施工地区内119街区2番	平成24年 5月1日
〃	〃	医療法人社団 メディカルオアシス訪問看護ステーション	野々市市横宮町86番地2	〃
株式会社 アクセスライフ	大阪府大東市曙町2番13号	サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	平成24年 6月1日
スマイルインフォメーション合同会社	能美市火釜町リ21番地20	きらら	野々市市若松町1番17号グレースエイト103号室	〃

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつるぎ	白山市鶴来水戸町4丁目74番地	平成23年 12月1日
〃	〃	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32	平成24年 4月1日

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 グット・ケア	金沢市神野町東33番地	介護ショップ グット・ケアつぎ	白山市鶴来水戸町 4 丁目74番地	平成23年 12月 1 日
"	"	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番 32	平成24年 4月 1 日

### 石川県告示第307号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成24年 6 月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 芦野産業	小松市寺町52番地	デイサービスセンターみのり倶楽部みつや	能美市三ツ屋町35番 1	平成24年 3月31日

### 石川県告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 6 月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の指定森林の所在場所  
金沢市石黒町ト 1 の 1、1 の 2、16、古郷町ル33の甲、33の乙、35から39まで、44から47まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成24年 6 月19日から同年 7 月 3 日まで縦覧に供する。

平成24年 6 月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
能都内浦線	下記区間を道路区域から除外する。				
	鳳珠郡能登町字宇出津新吉字55番2地先から 鳳珠郡能登町字宇出津新吉字75番甲地先まで 及び 鳳珠郡能登町字宇出津新吉字68番1地先から 鳳珠郡能登町字宇出津新吉字75番甲地先まで		5.67~22.50	30.2	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
			5.67~22.50	28.1	

### 石川県告示第310号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成24年6月19日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
能都内浦線	鳳珠郡能登町字宇出津新吉字55番2地先から 鳳珠郡能登町字宇出津新吉字58番1地先まで	平成24年6月20日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年6月7日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 シルバー・スマイル
- 代表者の氏名  
齊藤 重光
- 主たる事務所の所在地  
金沢市糸田1丁目18番地2
- 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者等の移動制約者に対して、安全な移送サービスを提供することにより、当該者の積極的な外出支援や社会生活への参加に貢献する事業を行い、地域社会の福祉と健康の増進を図り、広く公益に寄することを目的とする。

### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成24年6月5日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いしかわ市民活動ネットワークセンター

## 3 代表者の氏名

広岡 守穂

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市長町1丁目3番40号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、非営利活動に意欲的に取り組む市民や団体に対して、情報の提供、運営の相談、相互の交流、協働の促進などの事業を行うことで、多様な担い手による地域活動の活性化を促進させる。そのことによって、弱体化しつつある基礎コミュニティの再生と、地域社会と行政との協働の機会や、その手法の拡充を推し進め、「地域協働型社会」の実現に寄与することを目的とする。

## 平成24年度石川県製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成24年度石川県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 試験の日時

平成24年9月5日（水） 午後1時から午後3時20分まで

## 2 試験の場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎11階会議室

## 3 出願に関する書類の受付期間

平成24年7月25日（水）から同年8月3日（金）まで。郵送の場合は、同日までの消印があるものを受け付ける。

## 4 試験要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先

(1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者

住所地を管轄する保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者

石川県健康福祉部薬事衛生課

## 5 その他

詳細な点についての問い合わせは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

## 国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 調査を行った者の名称

羽咋郡志賀町

## 2 調査を行った期間

平成21年4月24日から平成22年12月27日まで

## 3 成果の名称

志賀町（富来地頭町、富来領家町の各一部）、志賀町（徳田の一部）及び志賀町（米浜の一部）の地籍図及び地籍簿

## 4 調査を行った地域

羽咋郡志賀町富来領家町甲、乙、八、二、ホ、タ、レ、ツ、子、ラの各一部及びイ、ロ、ソ、ナの各全部、羽咋郡志賀町富来地頭町甲、乙、丙、2、4、8の各一部及び6の全部、羽咋郡志賀町富来高田甲、3の各一部、志賀町里本江37、乙の各一部、羽咋郡志賀町徳田リ、ル、ヲ、ツ、ナ、ノ、シ、わ、や、ま、さ、辰、亥の各一部及びレ、子、ラ、ウ、井、ク、ヤ、た、れ、つ、お、くの各全部、羽咋郡志賀町末吉テの全部、羽咋郡志賀町館土地改



良の一部並びに羽咋郡志賀町米浜イ、ト、チ、リ、ヌ、土地改良、新林、ウチヒラ、ホコヌキ、正堂山の各一部及び口、八、二、ホ、ヘ、元福野子、元福野ナ、元福野ム、元福野ウ、元福野井、元福野オ、元福野ク、元福野ヤ、元福野マ、元福野ケの各全部

## 5 認証年月日

平成24年6月12日

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年6月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入件名

保管場所標章

## (2) 納入予定数量

90,000セット

## (3) 納入期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで

## (4) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成24年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの納入契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。

## 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年6月19日(火)から同年8月14日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

## (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年8月21日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076-225-0110

## (2) 交付期間

平成24年6月19日(火)から同年8月14日(火)まで(県の休日を除く。)

## (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

## (2) 入札書の受領期限

平成24年8月23日(木) 正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成24年8月23日(木) 午後1時30分

## イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

## 6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1セット当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除